

特定非営利活動法人happiness役員報酬規程

(目的)

第1条 この役員報酬規程は、特定非営利活動法人happinessの定款（以下、定款）第18条に基づき、役員報酬について定める。

(報酬と支給)

第2条 役員が法人の事業運営のための業務にあたった場合は、報酬を支払うことができる。

2 役員報酬の支給に関しては賃金規程を準用する。

(費用の弁償)

第3条 この法人の役員がその業務の執行に要した、旅費等の実費および立て替え費用については、当該費用を役員報酬とは別に弁償することができる。

(改正)

第4条 この規程の改正については、総会の議決によって行う。

(補足)

第5条 この規程の実施に際して必要な細目については、理事長の指示により別に定めることができる。

附則

この規程は、令和2年5月31日から施行する。

附則

令和5年1月16日一部改正（第2条）、同日施行。